

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (生産緑地地区の変更)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和7年8月27日～令和7年9月10日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none">名古屋市は三大都市でありながら多くの生産緑地が残り、新規指定が少なからずあることは、都市づくりをする上で良いことと考える。しかし、除外される生産緑地が多いことは、残念に思う。農地は、作物の生産のみならず、都市の緑被率向上、ヒートアイランド現象抑制、住宅地の過密化抑制により都市の魅力度を上げる効果もある。生産緑地の開発（転用）を進めると、緑地の減少だけでなく、空き家の増加、インフラ維持コストの増大リスクも生じる。また、工事に人員を割かれ、ますます人手不足が充進する。したがって、生産緑地を守り、生産緑地地区から除外される土地を減らすように努めていただきたい。そのためには、生産緑地の要件緩和、離農の防止、新規就農の促進、耕作放棄地の農地としての活用が考えられる。例えば、区域の規模要件300平方メートル以上の緩和・地域農業の振興・市民農園の拡充等が考えられる。生産緑地を含む農地・山林の減少を防ぐことで、緑豊かで過ごしやすい都市づくりをお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none">平成27年の都市農業振興基本法制定等により、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ位置づけが大きく転換されたことも踏まえ、都市計画等の制度運用と農業振興施策の双方の側面から保全に取り組んでいるところです。都市計画等の制度運用においては、小規模な農地等も保全を図るため、生産緑地法上の面積要件が500平方メートルであるところを、条例で定められる下限値の300平方メートルまで要件を緩和しているほか、隔地の農地等の場合には合算で面積要件を判断する一団地の要件を緩和しています。また、生産緑地の買取申出ができる期限を10年延長し税制優遇も延長する、特定生産緑地制度の周知・運用にも努めています。農業振興施策においては、農産物を栽培するための技術・知識を習得する講座「チャレンジファーマーカレッジ」を実施しているほか、遊休農地の発生抑制と新規就農の促進を目的として、農地の貸し借りをマッチングする「名古屋市農地バンク制度」を運用しています。また、農業者へ農業用機械、機器等の導入や市民農園開設の補助を実施するなど、農業

者の経営を支援し、生産緑地の保全に努めているところです。

- ・生産緑地地区は、農業の主たる従事者の死亡・故障や指定から 30 年が経過する際等に、土地所有者の判断が生じる制度であることを踏まえ、可能な限り生産緑地地区として指定継続していただけるよう努めてまいります。